

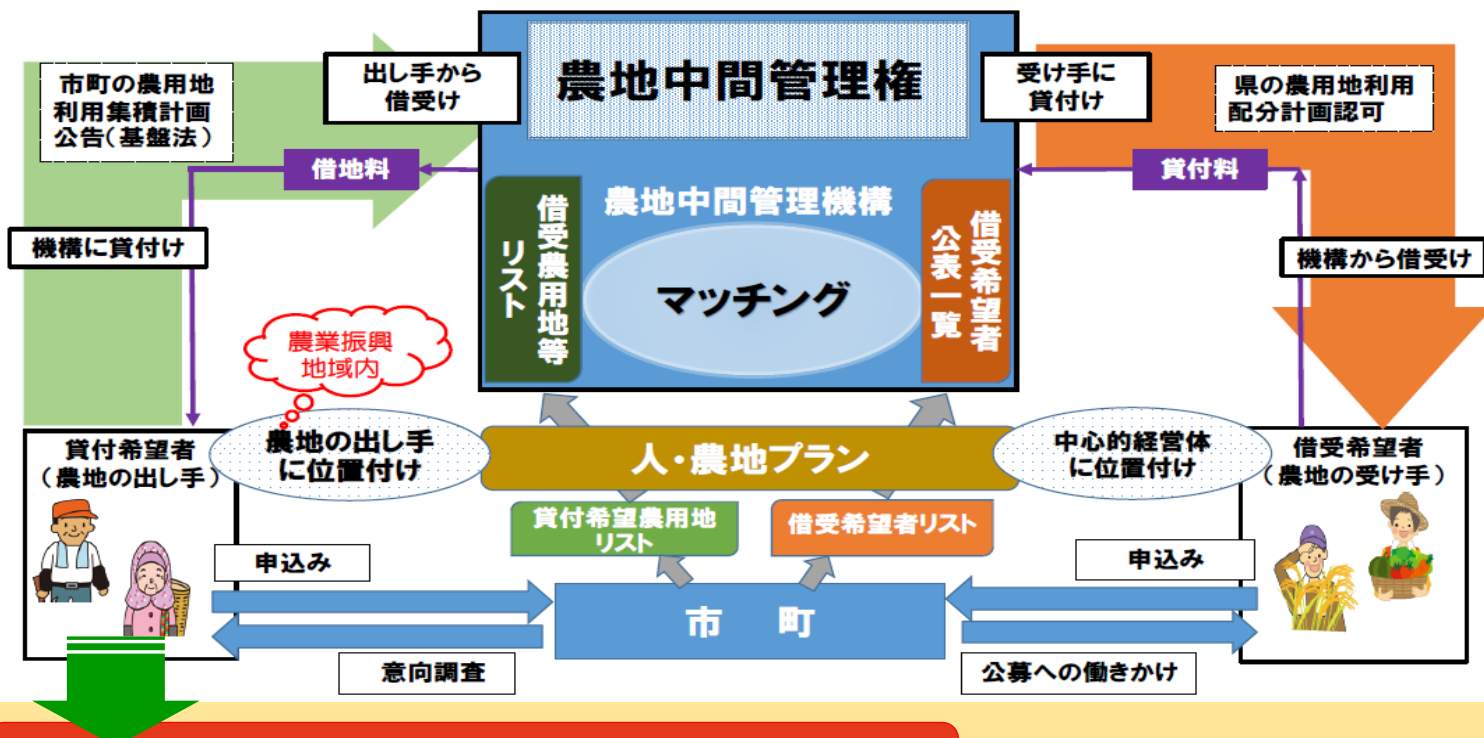
# 農地中間管理事業

農地の貸し借りをを行います

農地中間管理事業とは、

平成26年度から始まった、農地中間管理機構を利用する農地の貸し借りの新しい仕組みです。

## 農地中間管理事業の仕組み



### ○貸付希望者（農地の出し手）の申込について

☆申込方法：通年で申込を受付けます。産業振興課にお問い合わせください。

- ※機構は申し込まれた全ての農地を借受けるわけではありません。耕作放棄地など、農用地等として利用することが困難な農用地等は借受けることができない場合もあります。
- ※機構が借受けるまでは、自らによる農用地等の管理が必要です。
- ※申込後の状況確認は、下段の機関へお問い合わせください。

### ○農地中間管理事業のメリット

- ・契約期間が終了すれば農地は確実に返ってきます。
- ・賃借料は機構が回収しますので安心、確実です。
- ・預った農地の借受者は機構が探します。
- ・要件を満たせば機構集積協力金を受け取ることができます。

◇お問い合わせは、産業振興課 TEL(0826) 28-1973 または、  
一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団（農地中間管理機構）まで  
〒730-0051広島市中区大手町四丁目2番16号 TEL(082)541-6192 詳細は HP:<http://hsnz.jp>